

デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業 仕様書

1 委託業務の名称

デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

3 委託業務の目的

東日本大震災から10年が経過し、被災地は復旧から復興・創生という新たなステージに移行しつつあるが、東北全体の人口が900万人を切るなど、急速な人口減少や高齢化といった全国的な課題が東北において特に顕著に現れており、地域を担う人材の不足や中小企業の活性化など、多くの課題を抱えている。

本市では、地域活力を維持拡大するため、交流人口拡大に向けた取り組みを進めてきたが、コロナ禍での宿泊者数の大きな減少は、地域経済に大きな打撃を与えており、交流人口の回復・再拡大に向けて、東北への誘客プロモーションを強化する必要がある。

そこで本事業では、自宅に居ながら地域や人、特産品など多様な魅力を体験することができるオンラインツアーを実施することで、地場製品の消費拡大を目指すとともに、東北のファンを創出し、交流人口の拡大を図る。また、オンラインツアーと連動して現地を訪問するリアルツアーを開催し、東北への誘客を図る。

4 業務内容

令和3年度の事業開始以降、2カ年で53件のオンラインツアーと53件のリアルツアーの造成を支援した。また、オンライン観光のネットワークを形成したほか、WEB及びSNSを活用した情報発信及びブランディングを行った。事業最終年度の令和5年度は、これまでの取り組みを継承しつつ、令和6年度以降もオンラインツアー等を通じて東北の地域製品の販促や地域への誘客促進が図られる体制の確保を目指し、次の業務を実施すること。

(1) ツアープログラム造成に向けた調査・分析

ツアープログラム造成に向け、昨年度までの本事業の実施状況、地域資源や消費者ニーズ等の調査・分析を行い、本事業の目的達成に有効だと思料されるオンラインツアーで取り上げるべき、コンテンツのテーマ等を明らかにすること。

(2) ツアープログラムの企画・造成支援等

昨年度までの本事業の実施状況等の情報をもとに、東北を舞台としたオンラインツアーを新規20本以上を含む計40本を造成支援し、オンラインツアーの参加者を募集すること。

また、オンラインツアーに連動した現地を訪問するリアルツアーを新規10本以上を含む計20本以上造成支援し、販売すること。

ツアープログラムは、できる限り地域の偏りがないものとし、その後の来訪や継続

した物品購入につながるものとする。

なお、造成支援するオンラインツアーのうち、連動したリアルツアーを販売しないツアーについては、EC サイトへの誘導などにより、オンラインツアーのみの企画で完結しない地域経済への貢献が見込める仕組みとなるよう努めること。

各ツアーの運営経費は、各ツアーの収益により賄うこととし、本事業で造成したツアープログラムが継続して販売されるなど、事業終了後の自走化を目指すこと。

(3) プロモーション及びブランディング

プロモーションは、「オンラインツアー東北（オラツアー東北!）」のキャッチコピーを積極的に使用し、ウェブ・SNS 等の活用により、造成したツアープログラムの認知向上及び販売促進を行うこと。併せてウェブサイトには閲覧者がツアーへ関心を持てるよう、過去のツアーの報告などのコンテンツを掲載すること。

なお、プロモーション手法の検討にあたっては、類似事例を調査・分析の上行うこと。ターゲットは基本的に日本全国を想定しているが、市場の動向や新型コロナの影響を踏まえた絞り込みは差し支えないものとする。

ブランディングにおいては、本事業により造成・販売される商品が、東北の魅力あふれる代表的なオンライン観光の商品として日本全国の消費者に好意的に認められ、信頼を得られるよう、「オンラインツアー東北（オラツアー東北!）」のキャッチコピーやロゴを積極的に活用しながら、多くの方の興味関心を引くとともに、参加者からの高い満足度を得られる商品の企画・販売に努めること。

(4) オンライン観光ネットワークの形成及び人材育成

ツアープログラムを造成した地域を中心とし、自治体、観光案内所、観光協会、観光及び食産業に関わる事業者、地域 DMO 等、東北におけるオンライン観光を推進する関係者によるネットワークを形成すること。

ネットワークでは、年 1 回以上ガイダンスを実施し、オンライン観光推進に関するノウハウの共有や意見交換など、自立的なオンライン観光の推進に向けた関係者のスキルアップを図ること。

(5) 令和 6 年度以降の展開に向けた取組

本業務は令和 5 年度をもって事業期間が終了となるため、令和 6 年度以降の事業継続に向けた仕組みを提案しその構築を図ること。

(6) 実施結果の分析及び報告書の作成

上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書（A 4 版）を作成し、紙及び電子ファイル（PDF 形式）を指定する納入期限までに提出すること。

納入期限：令和 6 年 3 月 1 5 日

5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報、使用後速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

7 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

| 【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】 | | | | |
|-------------------------|----------------------|-------|--------------------|------------------------|
| | 考慮する目標数値 (アウトプット) | | 目指す効果目標 (アウトカム) | |
| ツアープログラム造成 | プログラム数 (オンラインツアー) | 40 本 | 参加者数 (オンラインツアー) | 1,600 人 (見逃し配信等を含む) |
| | プログラム数 (リアルツアー) | 20 本 | 参加者数 (リアルツアー) | 300 人 |
| プロモーション | 情報発信件数 | 100 件 | 情報のリーチ数 | 100,000 件 |

| | | | | |
|---------------|----------|----|------|-----|
| ネットワーク の形成 | ガイダンス開催数 | 1回 | 参加者数 | 30人 |
|---------------|----------|----|------|-----|

- ※ 当事業では、配信者と参加者がリアルタイムで繋がり、双方向にコミュニケーションをとることが可能な動画を配信することをオンラインツアーと定義する。
- ※ 参加者数は、日本人、外国人ごとに集計すること。
- ※ 情報発信件数は、SNSの投稿数、広告配信数などを計上すること。
- ※ 情報のリーチ数は、ウェブサイト等のアクセス数、広告配信によるインプレッション数などを計上すること。